

令和4年(2022年)第1回ニセコ町議会臨時会

令和4年(2022年)1月11日(火曜日)

○議事日程

- 1 会議録署名議員の指名
- 2 会期の決定
- 3 諸般の報告
- 4 議案第 1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算

○出席議員(10名)

1番 篠原正男	2番 木下裕三
3番 高瀬浩樹	4番 榊原龍弥
5番 斉藤うめ子	6番 浜本和彦
7番 小松弘幸	8番 高木直良
9番 青羽雄士	10番 猪狩一郎

○欠席議員(0名)

○出席説明員

町長	片山健也
副町長	山本契太
総務課長	福村一広
企画環境課長	高瀬達矢
保健福祉課長	桜井幸則
商工観光課長	齊藤徹
総務係長	馬淵淳
財政係長	島崎貴義
教育長	片岡辰三
町民学習課長	芳賀善範

○出席事務局職員

事務局長	阿部信幸
書記	佐藤秀美

◎開会の宣告

- 議長（猪狩一郎君） ただいまの出席議員は10名です。
定足数に達しておりますので、これより令和3年第1回ニセコ町議会臨時会を開会します。

◎開議の宣告

- 議長（猪狩一郎君） 直ちに本日の会議を開きます。
本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりです。

◎日程第1 会議録署名議員の指名

- 議長（猪狩一郎君） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。
会議録署名議員は、会議規則第124条の規定により、議長において3番、高瀬浩樹君、4番、榊原龍弥君を指名します。

◎日程第2 会期の決定

- 議長（猪狩一郎君） 日程第2、会期の決定の件を議題とします。
お諮りいたします。本臨時会の会期は、本日1日間としたいと思います。
これにご異議ありませんか。

（「異議なし」の声あり）

- ご異議なしと認めます。
よって、会期は本日1日間と決しました。

◎日程第3 諸般の報告

- 議長（猪狩一郎君） 日程第3、諸般の報告を行います。
地方自治法第121条第1項の規定により、説明のため出席した者は、町長、片山健也君、副町長、山本契太君、総務課長、福村一広君、企画環境課長、高瀬達矢君、保健福祉課長、桜井幸則君、総務係長、馬淵淳君、財政係長、島崎貴義君、教育長、片岡辰三君、町民学習課長、芳賀善範君、以上の諸君です。
以上をもって諸般の報告を終わります。

◎日程第4 議案第1号

- 議長（猪狩一郎君） 日程第4、議案第1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を議題とします。
提出者から提案理由の説明を求めます。
副町長、山本契太君。

○副町長(山本契太君) 本日よろしくお願ひいたします。

日程第4、議案第1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算についてご説明をいたします。議案の1ページをごらんいただきたく存じます。

議案第1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算。

令和3年度ニセコ町の一般会計補正予算は次に定めるところによる。

(歳入歳出予算の補正)

第1条 既定の歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億2,120万5,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ58億8,536万3,000円とする。

2 歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は「第1表 歳入歳出予算補正」による。

令和4年1月11日提出、ニセコ町長、片山健也。

次のページをお開きください。第1表 歳入歳出予算補正の歳入が2ページ、それから歳出を3ページ載せてございます。

4ページにつきましては、歳入歳出補正予算事項別明細書の総括の歳入でございます。

5ページの歳出ですが、今回の補正額合計が1億2,120万5,000円。こちらの財源につきましては、国道支出金が1億1,755万2,000円、一般財源が365万3,000円となります。

それでは、歳出からご説明をいたしますので、8ページをご覧いただきたいと存じます。2款1項6目企画費、18節のまちづくりサポート事業補助20万円は、町民によるまちづくり活動に対し、必要に応じてサポートしていくことを目的とする町独自の補助制度でございまして、当初予算40万円のうち既に2件、1件はあおぞら自主保育ポンポロの活動に対して、もう1件は函館本線存続を求める会の講演会、2件合わせて40万円の交付決定をしているところでございます。また、このたび新たに無農薬、有機栽培、ニセコ実行委員会による自然農法による水稻栽培講演会の開催に係る補助申請の協議があり、今後の予算不足が見込まれるため、所要額を補正するというものでございます。

次に、23目新型コロナウイルス特別対策費、18節の公共交通、感染拡大防止対策給付金288万円。こちらは新型コロナウイルス感染症が流行する中で、町民生活のために必要となる公共交通事業者を対象に、運行車両等の感染拡大防止に対する支援として、昨年度に引き続き給付金を支給するというものでございます。給付額については、一般乗合旅客・貸切旅客自動車、乗合それから貸切バスでございましてけれども、こちらは1事業者あたり250万円を上限、一般乗用旅客自動車、これはタクシーとか介護タクシーにあたりますが、こちらは1台あたり定額2万円とし、継続的な感染拡大防止の推進を図ってまいりたいと存じます。

その下24目、臨時特別給付金事業費の全体で1億1,466万9,000円の補正についてご説明をいたします。令和3年11月19日にコロナ克服新時代開拓のための経済対策が閣議決定され、その事業の一つとして様々な困難に直面した方が速やかに生活、暮らしの支援を受けられるよう、住民税非課税世帯及び家計急変世帯に対して、1世帯あたり10万円の現金給付が実施されることとなりました。ちなみに家計急変世帯と申しますのは、住民税均等割が課されている世帯全員が令和3年1月から令和4年9月までの任意の1か月分の収入を、年収換算、1番低い月額収入に12を掛けることで

が、この額が非課税相当となる世帯を今回の家計急変世帯というふうに定義しております。こちらに10万円の寄附をするというものでございます。このため、1世帯あたり10万円の給付費及び事務費に要する所要額を補正するというものでございまして、財源として子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、補助率10分の10、こちらを充當いたします。また、本事業は令和4年9月末まで申請を受け付けるということとなるために、令和3年度中に給付できない所要額については次年度に繰越す予定をしております。それではまず、第1節の会計年度任用職員報酬99万6,000円でございます。8ページの中段あたりです。こちらはパートタイムの職員2名、3か月分の報酬ということでございます。その下3節の通勤手当1万円はパートタイム職員1名の通勤手当でございます。その下、時間外勤務手当は担当する企画環境課職員分59万7,000円。その下、4節の社会保険料はパートタイムの職員2名、3か月分で15万9,000円。それから、その下10節の消耗品は用紙・文具等一式で30万円。その下、印刷製本費は窓あき封筒印刷2,000枚、それから返信用封筒印刷1,000枚、合わせて7万8,000円。その下、11節の通信運搬費は当該臨時給付金の該当となるか否かの確認書、申請書、返信用封筒、支払通知書などの発送によりまして122万3,000円の計上をしております。それから広告料69万3,000円は、ラジオニセコ広告料といたしまして、14日間、日3回、3クルルの放送を予定しております。その下、手数料1万1,000円は新聞折込み手数料2回分ということでございます。それから9ページにお移りいただきまして、口座振替手数料11万2,000円は1,000件分の口座振込みと10件分の組戻し、再振込み、その手数料ということでございます。その下、13節の複写機使用料4万円は、カラー及びモノクロでの複写機のコピー代金ということになります。その下、17節の事務用備品12万円につきましては、申請書など保管する整理用のキャビネット2台を購入する費用でございます。その下、18節の北海道自治体医情報システム協議会負担金33万円は給付金システム開発費でございます。その下、臨時特別給付金1億1,000万円は当該給付事業の給付金本体分でございます。非課税世帯が10万円掛ける798件で7,980万円、家計急変世帯及び転入者等対応分が10万円掛ける302件で3,020万円、合わせて1億1,000万円となります。なお、本経費につきましては令和4年度への繰越し予算の流動性を確保し、かつ繰越し明許費の提案を行うこととなる3月定例議会後から、年度末の給付を滞りなく行うため、給付金を算定した額にさらに1,000万円ほど上乗せした額で計上をしております。会計年度の都合及び滞りない支給を行うための予算計上として、ご理解を賜りますようお願いを申し上げます。

続きまして10ページでございます。3款1項2目18節の、ニセコハイツ施設修繕工事費補助47万3,000円。こちらにつきましては、ニセコハイツ玄関入り口の内側の自動ドアについて、経年劣化により作動しない状況となっていることから、自動ドア装置一式を更新するための費用ということでございます。

続きまして11ページ、4款1項2目予防費、全体で288万3,000円の補正についてご説明をいたします。国が進める新型コロナウイルスワクチン3回目の接種を行うにあたり、原則2回目の接種が終了した後、8か月経過したものから順次行うということとされていますが、医療従事者及び高齢者施設の入所者は6か月が経過した時点、それから一般高齢者は7か月が経過した時点で接種が可能と国から示されたところでございます。そのため、本町では1月に消防職員を含む医療従事者やニセ

コハイツ等の入所者・従事者へ、さらに2月から3月にかけては一般高齢者へ接種を行うこととし、今年度内の必要経費を補正するというものでございます。なお財源として、新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金も補助率10分の10でございますが、これを充当いたします。それでは内訳でございますが、まず1節の会計年度職員報酬40万6,000円は1月から3月のワクチン接種事務に従事する者の報酬でございます。その下時間外勤務手当は、医療機関と連携して個別接種を行うにあたり、土曜日実施など、必要な時間外勤務手当で、担当者分として36万8,000円、それから管理職員特別勤務手当として8万円をそれぞれ計上するというものでございます。その下、7節の新型コロナウイルスワクチン接種協力謝礼につきましては、医療機関で接種を行うため休日診療に対応するための謝礼として、医師に対して5万円1名掛ける10日間で50万円、看護師に対して1万5,000円掛ける4人掛ける10日間で60万円、それから接種後の状態観察や接種済証の交付などを行うための事務従事者の謝礼として8,800円掛ける1名掛ける10日間、8万8,000円、合計118万8,000円の補正となります。その下、11節通信運搬費11万3,000円。65歳以上1,200人と見込んでおりますが、65歳以上1,200人への接種日通知郵送料でございます。その下、17節の一般備品72万8,000円。こちらはファイザー社のワクチンに加え、モデルナ社のワクチンの配分が想定されているため、モデルナ社に対応した冷凍庫、マイナス20度対応でございますが、この冷凍庫の無停電装置及び温度監視装置の導入経費を計上するというものでございます。なお、冷凍庫本体につきましては国から配布されるということとなっております。

それから12ページでございます。10款7項1目18節スポーツ大会開催地協賛金10万円。こちらにつきましては、NPO法人ナスターレース協会、理事長、三浦豪太氏は三浦雄一郎氏のご子息ということでございますが、この三浦豪太氏が理事長を務めるナスターレース協会が主催する、子どもたち向けのアルペンスキー競技であるユースドリームグランプリ2022大会が2月に本町のモイワスキー場で開催されることとなり、この大会を支援するための協賛金の補正でございます。ユースドリームグランプリ大会は、毎年優秀な成績を収めた10名程度の子どもたちを世界大会に派遣することで、子どもたちに世界レベルの大会を体感させ、技術・精神面の成長を促し、アルペンスキー競技の裾野を広げる環境づくりを行っているという大会でございます。なお、ユースドリームグランプリの北海道大会は、これまで小樽市の朝里川温泉スキー場で、例年100名程度の選手が参加する大会として実施をされてきた大会ということでございます。

続きまして、歳入について6ページをご覧いただきたいと思っております。15款2項1目総務費国庫補助金、1節の子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金1億1,466万9,000円。こちらは住民税非課税世帯等への臨時特別給付金事業を行うにあたり、財源となる国庫補助金、補助率10分の10を補正するというものでございます。

その下、3目衛生費国庫補助金、1節の新型コロナウイルスワクチン接種体制確保事業補助金288万3,000円。こちらにつきましては、国が進める新型コロナウイルスワクチンの3回目接種を行うにあたり、財源となる国庫補助金10分の10を補正するというものでございます。

それから7ページでございます。20款1項1目1節の前年度繰越金365万3,000円。こちらは歳入歳出均衡に伴う補正でございまして、これにより繰越金の留保額につきましては7,977万3,000円

となるということでございます。

議案第1号についてのご説明は以上でございます。

なお、今回の補正予算の全体像は、別紙補正予算資料No.1に取りまとめてございます。1ページ、補正予算の全体像。1ページ下に各会計の総括表。それから2ページが一般会計歳入の内訳、3ページが歳出の内訳。3ページ下が補正予算の枠組みとしてまとめてございますので、後程ご確認をいただければと存じます。

それでは、よろしくご審議のほどお願いを申し上げます。

○議長（猪狩一郎君） これをもって提案理由の説明を終わります。

この際、議事の都合により、午前10時30分まで休憩します。

休憩 午前10時15分

再開 午前10時28分

○議長（猪狩一郎君） 休憩前に引き続き会議を開きます。

これより、議案第1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の質疑に入ります。

質疑ありませんか。

高木議員。

○8番（高木直良君） 3回目のワクチン接種に関連して補正予算が組まれました。それでできればですが、今回の3回目の接種方法について、広報では日時指定によってやるというような中身だったと思うんですけども、今回の接種方法等について補足的にご説明いただければありがたいんですけども、いかがでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） はい、ただいまの高木議員のご質問にお答えいたします。3回目の接種につきましては、1月の行政推進員配布により予定ということで全戸にお知らせをしているところでございます。先だって全員協議会のほうでもお話したとおりの内容になりますが、現在のところ国から原則8か月、ただし、医療従事者等々につきましては6か月经過ということで、1月中に医療従事者ということでニセコ医院を初め、町内の医療機関、それから消防の職員の方の3回目接種をニセコ医院で実施ということで準備をしてございます。また、ニセコハイツの入所者、それからグループホームにつきましても、1月中に施設のほうで3回目接種を行うということで準備を進めてございます。一般の高齢者につきましては、7か月经過後から接種可能ということになっておりまして、現在2月5日の土曜日から土曜日、木曜日の週2回、ニセコ医院での接種を考えてございます。それにつきましては、1回目2回目の接種のときは皆さんから希望の日を募っておりましたが、今回は前回の1回目2回目の接種、2回目の接種が終わった順番に、こちらから日時を指定する方法で3回目接種を予定しているところでございます。今週中くらいには、高齢者のほうに個別に日程等の通知を行った上で、最終的な接種の調整を行うというところでございます。また、去年8月に実施しました一般の方の町民センターで行いました集団接種につきましては、3回目接種を4月20日から22日

の3日間で、また町民センターを会場に集団接種を実施したいと考えているところでございます。こちらにつきましては、一般の方はこの3日間の中で希望日を募った上での接種が実施できるかなというふうに思っております。また、3回目接種がこの4月22日までに8か月経過していない方については、5月以降に改めてまたニセコ医院の先生とも協議した上で、どのような実施ができるか検討していきたいと。流れる的にはニセコ医院での個別接種が妥当であろうとは思いますが、いかんせんワクチンの配分がまだちょっと見えないところがございますので、この点についてちょっと調整しながらやっていくしかないのかなというふうに思っております。

ワクチンの種類につきましては、1月に行う先行医療従事者等、それから一般の高齢者につきましてはファイザーを予定しております。これにつきましては、1箱1,170回分が既にニセコ医院のほうで配備されてございますのでこちらを使用すると。一般の方の4月に行う集団につきましては、ちょっとまだ配布が決定していないのであれなんですけれども、道の配分計画によりますとモデルナのワクチンがニセコ町には配分されるようだというところで、そこら辺につきましては今後見えてくるかなというところでございます。以上です

○議長（猪狩一郎君） 高木議員。

○8番（高木直良君） 今回のオミクロン株については、相当急拡大、感染について非常にスピードが速いというような報道がされてるんですけども、そういった状況によって政府の対応も変わるかと思えますけども、町独自でっていうことにはならないと思いますが、こういった今お話のあった日程も繰上げられるという可能性があるかとみてよろしいでしょうか。

○議長（猪狩一郎君） 桜井課長。

○保健福祉課長（桜井幸則君） ワクチン接種についてはワクチンがなければちょっとできない、始まらないというところで、現在のこの日程を早めるというのは医師等の状況もございまして、ちょっとこれ以上の前倒しは難しい状況にあるというふうに考えてございます。以上です。

○8番（高木直良君） はい、わかりました。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） 一つお聞きしたいんですけども、今回の1番大きな補正予算としては、臨時特別給付金事業費1億いくらかになってるんですけども、先程の説明で非課税世帯798世帯、それから302世帯っていうのが家計急変世帯に相当する。合計で1,000世帯以上になるかと思うんですけども、これちょっとお聞きしたいんですけども、こういう場合に対象になる方に個別に皆さんへ給付しますってお知らせを送っていくわけですね。それで、私が質問したかったのは、こういう場合に支給漏れが発生することはないのかなという懸念がちょっとあったものですから、どういうふうにして間違いなく対象者に支給されるのか、後から私は対象者なのに支給されないのはおかしいんじゃないかとかっていうことが出てこないとも限らないんじゃないかなっていう懸念があったので、どういうふう間違いなくされていくのか。それと先程もちょっとお聞きしたいことあったんですけども、家計急変世帯の計算の仕方とかですね、その中で任意に1か月分、えーと説明、補正予算の説明書の中にちょっと書いてあるんですけども、そのあたりのところをもうちょっと説明し

ていただきたいなと思っています。お願いします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） ただいまのご質問にお答えいたします。今回の給付金の対象者への周知方法、広報等ということでお答えしたいと思います。まずはじめに、今回非課税世帯、令和3年の1月1日現在で住民登録されてる方は税務課のほうに課税情報がございまして、それをもとに現在集計値では780世帯ぐらい、いわゆる非課税世帯がいるのではないかということで、この方々についてはいわゆる今回特定公的給付金ということで、国はプッシュ型というような言い方をしますが、町のほうからそれぞれ非課税世帯へ通知を出して、そして申請を促すというようなかたちになるかと思っています。残りの世帯のところなんですけども非常に難しいところで、令和3年の1月2日以降にニセコ町に住民になった方々は、課税の状況については町のほうでは取得しておりませんので、これは請求をしていただかないと該当になるのかどうかというのはわからないような状況です。この方々についてはうちのほうからプッシュ型ということはできません。本人のほうから申請がないとできないような状況です。これについては、内容の周知の関係は広報は当然ですけども、ラジオニセコの行政情報としての放送はもちろんでございますが、広告料を支払ってラジオニセコで延べ126回のCM放送なんかも流したり、あらゆる手で流していただきたいと。この方々は令和4年、今年の9月まで請求できる条件となっておりますので、長く周知していく必要があるのかなというふうに考えております。家計急変世帯というのは先程副町長からもお話あったとおり、もし収入が、町民税ですね、再計算したら非課税世帯、均等割ですね、非課税世帯になりうるという方が条件でございますので、その辺周知のほうを徹底していきたいなというふうに考えているところでございます。以上でございます。

○議長（猪狩一郎君） 斉藤議員。

○5番（斉藤うめ子君） ただいま高瀬課長のほうから詳しく説明していただいたんですけども、ニセコ町の場合は転出転入も多いこともあり、なかなか広報、ラジオニセコとか新聞折込みなんかもされるわけですか。で、最近新聞とってない方も結構いらっしゃる、ラジオニセコ聞いてない、知らない方もいたり、これなかなか周知していただくのは難しいと思うんですけども、さっき説明あったんですけども、これは税務課が全部こういうことは把握してるんじゃないかなと私は思ってるんですけども、そこに対して税務課からはっきりしてないところもこういうことがあるんですよっていうお知らせですね、そういうことはされるのでしょうか。はっきりしてないところも含めてお知らせを個別に送るとか、そういうことはされる予定はあるのかなとちょっと思ったものから、伺います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 税務課のほうで持っているのは、あくまでも令和3年1月1日現在で住民登録がされている方については把握しているというふうに私は思っておりますので、税務課のほうの情報をうちのほうも慎重に取り扱って、なるべく100%の方が交付を受けられるようにしていきたいなというふうに思います。そのほか、生活困窮世帯ですね、税務課のほうにも恐らく国保税の関係で生活が急変したので減免だとか、社会福祉協議会とか生活資金の相談窓口とか等もござい

ますし、そういうところも今回のこの制度について、できればお話をさせていただいて、家計の急変世帯に対して10万円の給付ができるような、そんなふうになればいいなというふうに思っておりますので、関係機関と十分連携をとっていききたいというふうに考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 齊藤議員。

○5番（齊藤うめ子君） すいません。再度ちょっと、先程の質問と重なるかもしれませんが、町のほうはやはりそういう対象者の方はきちっと把握、かなりほとんどは把握されているんですか。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 町で把握してるのは世帯の課税状況ということで、世帯全員が非課税という世帯のシステム開発の準備にいま入っております、このシステムが2月の下旬に実はでき上がる予定になってます。ただ、対象者のリストについては1月、今月の下旬にでき上がって、町のほうにリリースできるような情報を聞いておりますので、その中でニセコ町の世帯の把握と最低でも課税か非課税の状況が、システム上で把握できるというふうに関係を進めておりますので、ニセコ町に住民登録のある方の課税状況、あくまでも令和3年1月1日の世帯住民ですけども、100%把握できるものというふうに考えております。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

篠原議員。

○1番（篠原正男君） 最初に8ページの23目18節、負担金補助及び交付金について伺いますが、まずこの中で補助先としてニセコバスが挙げられておりますけども、町のデマンドバスの運行に関わって、この補助対象経費の中に含まれているかどうかということをお伺いしたいと。それとあわせて、これは国の制度上の問題かもしれませんが、このほかに町が地域交通の要として推進している、例えば福井地区での乗り合い事業ですとか、また社会福祉協議会が行っている乗り合い交通ですか、そういうものがあるわけですが、そういうのはなぜ対象にならないのかと。もしくは、事業として取上げられないから対象とならないってだけではなくて、手厚い支援というものも必要じゃないかというふうに考えますが、その点についてお伺いします。

次に12ページのスポーツ大会開催地の協賛金として10万円計上されておりますけども、説明ではスキー大会の開催経費、協賛ということですが、この開催に関わってニセコ町内のたとえばスキー関係団体と関係があって進めていかれるということなのか、それとも単純にこの団体がニセコで大会運営をするにあたっての協賛金という性格なのか、その点についてお伺いいたします。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） はい、私のほうから1点目の公共交通機関の対策の給付金についてお答えしたいと思います。篠原議員から2点ほどありまして、最終的に支援が必要ではないかということでございますけども、デマンドバスについてでございますけども、やはりコロナの関係で状況についてはそんなにコロナ以前に回復してるというふうには考えておりません。そのほかは福井の助け合い交通ですか。それともう1点、社会福祉協議会で実施してるタクシーなんかですね。この社会福祉協議会のは私をちょっと把握しておりませんが、いずれもコロナの関係で非常に影響が出てるといふことであれば、別途私どもも調査をして検討してまいりたいなというふうに考えてお

ります。今回の提案については、昨年やった要綱がバスに250万の限度額、それからタクシーについて1台で2万円というのを、12月の下旬にコロナ関係の8,000万強の配当の内示があったもんですから、それとあわせて検討して今回いきたいなというふうに思いました、原課としては提案しているというところがございます。今後、篠原議員から提案のあったことについては再度言いますけれども検討していきたいなというふうに思います。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） スポーツ大会の開催地協賛金についてご質問がありましたので、お答えしたいと思います。主催といたしましては先程説明がありましたとおり、NPO法人ナスターレース協会のほうが主催、会場がニセコモイワスキー場ということで、ニセコ町のスキー連盟との関係ですけれども、スキー連盟としては主催してもつまではなかなか難しいということですが、ナスターレース協会のほうでスキー連盟にも協力をお願いしながら、そこに関わっていくということで話を伺っているところです。以上です。

○議長（猪狩一郎君） 篠原議員。

○1番（篠原正男君） 再度23目の補助金、及び交付金について伺いますが、いわゆるコロナ禍による事業の減額という視点ではなく、いわゆる地域の交通に関わっては、それに伴うたとえば付属の備品ですとか消耗品ですとかっていう、それらをより充実するというのをここに充てるべきだという趣旨でありますので、どうかその辺をご理解をいただきたいなというふうに思います。

あとスキー大会に関わってですけれども、これまでニセコ町として札幌オリンピック招致に関わって、毎年といいますか、2年ほど続けて職員を全日本クラスのスキー大会の会場に視察、それから研修という名目で派遣をしてきたかというふうに覚えているんですけども、それらの成果としてこういう大会が開催されているのか、それとも今後開催していこうとしているのか、その点について再度お伺いしたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 高瀬課長。

○企画環境課長（高瀬達矢君） 今回の補助交付金については、確かに設備投資だとか消毒だとかのことも全面的にみておりますので、その辺も検討させていただきたいと思います。

○議長（猪狩一郎君） 芳賀課長。

○町民学習課長（芳賀善範君） 札幌招致の視察研修等のお話がありましたけれども、今回のこの大会についてはそちらとは一切関係ないかたちで、ナスターレース協会からお話があったということでございます。以上です。

○議長（猪狩一郎君） ほかに質疑ありませんか。

（「なし」の声あり。）

これをもって質疑を終了します。

討論に入ります。

まず、本案に対する反対討論の発言を許します。

（「なし」の声あり。）

反対討論なしと認めます。

次に、本案に対する賛成討論の発言を許します。

(「なし」の声あり。)

賛成討論なしと認めます。

これをもって討論を終了します。

これより、議案第1号 令和3年度ニセコ町一般会計補正予算の件を採決します。

本案は原案のとおり決することにご異議ありませんか。

(「異議なし」の声あり。)

ご異議なしと認めます。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉会の宣告

○議長（猪狩一郎君） 以上をもって、今期臨時会の会議に付議された事件は全て議了しました。

これにて令和4年第1回ニセコ町議会臨時会を閉会します。

ご苦労さまでした。

(閉会 午前10時50分)

地方自治法第 123 条第 2 項の規定により署名する。

議 長 猪 狩 一 郎 (自 署)

署 名 議 員 高 瀬 浩 樹 (自 署)

署 名 議 員 榑 原 龍 弥 (自 署)